

様式第三十三号（第十二条の三十関係）

120 ミリメートル	
第 号 所 属 庁 氏 名 生年月日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十三第三項の規定に よる証明書 年 月 日 交付 年 月 日 限り有効 都道府県知事 印	
写真貼付 都道府県 印	
八十ミリメートル	

（表 面）

この証明書を携帯する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜すい

(報告及び検査)

第十五条の十三 環境大臣は、第十五条の六各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、セクターに対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、セクターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令抜すい

(権限の委任)

第十三条 法第十五条の八、第十五条の十三及び第十五条の十四に規定する環境大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法の規定中この項本文に規定する事務に係る環境大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。